

# 地方税共同機構への職員派遣について

👉 **令和8年度から地方税共同機構へ本区職員を新規に派遣する。**

## 1 趣旨

地方税共同機構は地方公共団体が共同して運営する組織として、e L T A Xの開発及び運用等を行うとともに、地方公共団体に対して、地方税に関する事務の支援を行い、地方税に関する事務の合理化及び納税事務者等の利便の向上に寄与することを目的としている団体である。

当団体の業務は地方公共団体の事務又は事業と密接な関連を有するものであり、当団体の事業の円滑な実施を確保することで、公共の福祉の増進に資することから、特別区においては、平成24年11月の区長会総会での申し合わせにより、当団体（旧一般社団法人地方税電子化協議会）への職員派遣が決定され、平成25年度以降、各区の持ち回りにより実施されているため、令和8年度から本区職員を当団体に派遣する。

## 2 派遣先団体及び所在地

地方税共同機構  
東京都千代田区麴町四丁目2番地6 住友不動産麴町ファーストビル7階

## 3 派遣期間

令和8年4月1日から令和10年3月31日まで（2年）

## 4 派遣人数

1人

## 5 改正を要する条例

公益的法人等への中央区職員の派遣等に関する条例（平成14年3月中央区条例第3号）

## 6 施行日

令和8年4月1日